

## ●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年6月19日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃保健福祉事務所	平成27年4月16日
障害福祉相談所	〃
斯道学園	〃
東讃保健福祉事務所	平成27年4月17日
西讃保健福祉事務所	〃
食肉衛生検査所	〃
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成27年4月20日
保健医療大学	〃
精神保健福祉センター	平成27年4月22日
生活衛生課	平成27年4月24日
障害福祉課	平成27年5月8日
子育て支援課	〃
医務国保課	〃
薬務感染症対策課	平成27年5月13日
長寿社会対策課	〃
健康福祉総務課	〃
川部みどり園	平成27年5月25日

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 財産について

斯道学園の講堂及び車庫の取壊しを行っていたにもかかわらず、香川県公有財産規則に基づく承認を受けていなかった。(子育て支援課)

イ 物品について

(ア) 毒物劇物について、管理者による定期点検結果が記録されておらず、所属長への報告ができていなかった。また、毒物・劇物出納簿、毒物・劇物使用簿について、記入漏れや記入誤りのあるものがあつた。(食肉衛生検査所)

(イ) 備品の照合検査の結果、所在不明の備品が散見されるので、早急に所在を確認する必要がある。また、香川県会計規則に基づく亡失等の報告ができていなかった。(保健医療大学)

(ウ) パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあつた。また、不用品の払出手続は出納員の保管を離れるときにする必要があつた。(保健医療大学)

(エ) 取得した備品の備品出納通知書に物品出納命令者及び物品取扱員の押印がないものがあつた。また、取得した備品の供用手続ができていなかった。(医務国保課)

(オ) 物品の寄附採納について、所掌する部長の決裁及び予算課長の合議を経ていなかった。(健康福祉総務課)

(カ) 購入した備品について、支出命令書に台帳記入済の記載、押印があるにもかかわらず、当該備品に係る出納通知をしていなかった。(川部みどり園)

(3) 検討指示事項

該当事項なし